

地域性が変わるときの指名留保の取扱いについて

平成22年7月1日改正

平成24年4月1日改正

地域性が変わるときの判定基準

岡山市指名停止基準第9条第1項第13号に定める「地域性が変わるとき」とは、次に掲げる表の第1格付業種及び格付等級（岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（昭和61年市告示第120号）第3条の規定に基づくものをいう。）に対応するエリア（岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱（平成21年市告示第294号）別表第1に掲げるエリアをいう。）を超えて、主たる営業所を移転したとき（岡山市外から岡山市内に転入する場合を含む。以下同じ。）をいう。

第1格付業種	格付等級	エリア
土木・とび	特A上	全市エリア
	特A下	大エリア
	A	中エリア
	B・C	小エリア
建築・大工	特A上	全市エリア
	特A下・A	大エリア
	B・C	中エリア
電気・管・水道・舗装 ・造園	特A・A	全市エリア
	B・C	大エリア
上記以外（交通安全施設工事・体育施設工事を含む。）	特A（上・下）・A ・B・C	全市エリア